

前橋市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年6月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成30年6月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 三 森 和 也 様

前橋市監査委員 福 田 清 和

同 田 村 盛 好

同 中 里 武

同 笠 原 久

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

公益財団法人前橋市まちづくり公社

（対象施設所管課：文化国際課、スポーツ課、産業政策課、にぎわい商業課、道路管理課）

### 2 監査期間

平成30年5月7日から同年6月25日まで

### 3 監査対象

平成29年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

### 4 監査方法

あらかじめ提出を求めた公の施設の管理に関する資料等に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。

（所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続きは、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

### 5 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されている

と認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 公の施設の指定管理者：公益財団法人前橋市まちづくり公社

(指摘事項 4件、要望事項 2件)

ア 使用料の払い込みについて（指摘事項）

市民文化会館、同大胡分館及び市民体育館の使用料の払い込みにおいて、指定管理業務仕様書では、翌日（翌営業日）までに金融機関に納入することと規定しているが、特別な事情もなく遅延しているものが多数あった。

指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 利用料金について（指摘事項）

(ア) 利用料金の決定について

前橋テルサのホール等使用の利用料金において、利用料金算定時の端数処理の運用を、市の承認を受けずに決定していた。

利用料金の取り扱いについては、前橋テルサの設置及び管理に関する条例、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 利用料金の算定について

前橋テルサのホール使用の利用料金において、準備又は練習で使用する際の利用料金の算定誤りや入場料徴収の有無による利用区分の適用誤りが見受けられた。

利用料金の算定については、チェック体制を強化するなど内部統制機能を高め、前橋テルサの設置及び管理に関する条例、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 駐車場駐車料金の徴収について（指摘事項）

千代田町二丁目立体駐車場定期駐車料金の徴収において、市営駐車場条例施行規則第4条第6項では、定期駐車券を月の途中から発行する場合の料金は1か月定期駐車券料金に発行の日から当該月の末日までの日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と規定しているが、1か月定期駐車券料金を徴しているものがあつた。また、城東町立体駐車場において、利用者から徴収した駐車料金を他の利用者への返還金として充当していた。

市営駐車場条例、同条例施行規則、公の施設の管理に関する基本協定書及び業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

エ 年度計画書について（指摘事項）

群馬総社駅前駐車場ほか13施設の年度計画において、公の施設の管理に関する協定書第10条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、平成30年度の年度計画書を提出していなかった。

公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

オ 使用料等の管理事務について（要望事項）

市民文化会館大胡分館の使用料等の管理事務において、売り上げ日計表の記載

で、実際の収入日とは異なる日を収入日としているものが見受けられた。また、同日計表や収納・納付整理簿の記載誤りなども見受けられた。

使用料等については、職員間で共通認識のもと、正確な帳簿を作成して管理するとともに、事故防止や不正防止の観点から、複数人でのチェック体制を整えるなど、より適正な管理事務を行うように努められたい。

カ 施設の維持保全について（要望事項）

前橋総合運動公園ほか41施設において、施設の実査を行ったところ、王山運動場では中庭に敷設された路面材の隆起、清里方面運動場ほかの施設では場内に設置した施設利用案内板の表示面の劣化、粕川西部運動場ではネットフェンスの破損など多くの施設で修繕や保全を要する箇所が見受けられた。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり指定管理者が行う修繕も含め、施設所管課と協議し、適切な維持保全の措置を講じられたい。

(2) 文化国際課

公益財団法人前橋市まちづくり公社への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) スポーツ課（指摘事項 1件、要望事項 2件）

ア 行政財産の目的外使用許可について（指摘事項）

千本桜野球場において、場内にコンテナ型の収納庫などの構造物が設置されているが、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていないものがあった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 施設の維持保全について（要望事項）

スポーツ課で所管する前橋総合運動公園ほか23施設において、施設の実査を行ったところ、王山運動場では中庭に敷設された路面材の隆起、清里方面運動場ほかの施設では場内に設置した施設利用案内板の表示面の劣化、粕川西部運動場ではネットフェンスの破損など多くの施設で修繕や保全を要する箇所が見受けられた。

財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定していることから、当該箇所について、指定管理者と締結した公の施設の管理に関する基本協定書に基づき指定管理者が行う修繕も含め、施設所管課として適切な維持保全の措置を講じられたい。

ウ 備品購入の責任分担について（要望事項）

指定管理者が管理するスポーツ課所管施設の備品において、指定管理料で購入した備品には、指定管理期間を超えて継続使用すると考えられる備品が含まれていたが、指定管理者に帰属する備品となっていた。また、公の施設の管理に関する基本協定書では、備品等の保管責任については定めがあるものの、指定管理料で購入した備品の帰属先について、同協定書や指定管理業務仕様書で規定していない状況であった。

長期間に渡り施設の基本的な管理運営に必要となる備品は、市に帰属させることが望ましいと考えられるため、購入備品の帰属先等における市と指定管理者の責任分担について、同協定書や指定管理業務仕様書で明確に規定し、施設の安定した管

